周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行なう場合の手続き（フローチャート）

1　埋蔵文化財包蔵地に該当するか否か

※松前町教育委員会事務局　社会教育課　生涯学習係

（TEL：089-985-4135、FAX：089-985-4149）に問い合わせしてください。

該当する　　該当しない　→　手続き不要

↓

2　埋蔵文化財確認調査申込み（試掘調査）

※試掘調査により埋蔵文化財が確認されても、されなくても３に進む。

3　埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等届出（通知）

※２部提出してください。

土木工事等の事業者	
個人・民間企業等 （文化財保護法第93条第1項）	県・国の機関等 （文化財保護法第94条第1項）

届出　　通知

↓　　↓

（60日前までに）　　（あらかじめ）

松前町教育委員会（担当課：社会教育課）

↓

愛媛県教育委員会

愛媛県「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」に基づく教育長の指示
○　発掘調査の実施 ○　地方公共団体職員の立会い ○　慎重な工事の実施

↓

松前町教育委員会（担当課：社会教育課）

↓

土木工事等の事業者